

## 認定看護管理者認定審査受験資格要件新旧対照表

### 【受験資格】

次の1～3を満たしていること。

1. 日本国の保健師、助産師及び看護師のいずれかの免許を有する。
2. 保健師、助産師及び看護師のいずれかの免許を取得後、実務経験が通算5年以上ある。
3. 以下のいずれかの要件を満たしている。

要件	旧 平成 24 (2012) 年 第 16 回認定審査まで適用	要件	新 平成 25 (2013) 年 第 17 回認定審査から適用
1	ファーストレベル、セカンドレベル及びサードレベルの認定看護管理者教育の全課程を修了している者。	1	認定看護管理者教育課程サードレベルを修了している者。
2	看護部長または看護部長に相当する任にある者で、過去に合計4週間（20日間）以上の看護管理研修を受けている者。		
3	副看護部長または副看護部長に相当する職位に1年以上就いている者で、過去に合計4週間（20日間）以上の看護管理研修を受けている者。		
4	看護系大学院において看護管理を専攻し修士号を取得している者で、修士課程修了後の実務経験が3年以上である者。	2	看護系大学院において看護管理を専攻し修士号を取得している者で、修士課程修了後の実務経験が3年以上である者。
5	師長以上の職位での管理経験が3年以上ある者で、看護系大学院において看護管理を専攻し修士号を取得している者。	3	師長以上の職位での管理経験が3年以上ある者で、看護系大学院において看護管理を専攻し修士号を取得している者。
6	師長以上の職位での管理経験が3年以上ある者で、大学院において管理に関連する学問領域の修士号を取得している者。	4	師長以上の職位での管理経験が3年以上ある者で、大学院において管理に関連する学問領域の修士号を取得している者。